

令和５年度 福島県立だて支援学校 高等部入学者選抜募集要項

令和５年度福島県立だて支援学校高等部（以下「高等部」という）の入学者選抜は、『令和５年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱』（以下「実施要綱」という）によって実施する。

I 入学者募集

1 課程・学科、修業年限、募集定員

- (1) 課程・学科 全日制・普通科
- (2) 修業年限 ３年
- (3) 募集定員 １５名程度

2 出願資格

高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第２２条の３に定められた知的障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和５年３月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願

1 募集範囲

原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議して決定する。

2 出願資格

この要項に示した「I 入学者募集 2 出願資格」に定めるところによる。

なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。

3 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、福島県立だて支援学校（以下「本校」という）校長に出願する。
- (2) 上記（１）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

5 出願期間

令和５年２月３日（金）から２月８日（水）までとする。

受付時間は午前９時から午後４時までとし、出願最終日は午前９時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

6 出願に必要な書類

- (1) 入学願書（実施要綱様式第１－１号により、本校において作成したもの）

配付期間は令和５年１月１１日（水）から２０日（金）までとする。

配付時間は午前９時から午後４時までとする。

ただし、土曜日、日曜日は配付しない。

- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第2号及び第3号。以下「調査書」という）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
ただし、本校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。
- (4) 在学（出身）校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。
- (5) 入学検定料は徴収しない。

7 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票（実施要綱様式第8-1号）を交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

8 出願先変更

出願者は、令和5年2月9日（木）から2月13日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。

- (1) 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願（実施要綱様式第6号）を在学（出身）校長を通して本校校長に提出する。
- (2) 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、特別支援学校前期選抜出願先変更承認書及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書（実施要綱様式第7号）を交付する。
- (3) 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選抜出願先変更承認書及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校校長又は県立高等学校長に提出する。

なお、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校校長又は県立高等学校長に提出する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

2 調査書

実施要綱の「調査書記入上の注意」に従って厳正かつ公平に作成する。

3 入学者選抜

1 選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 選抜の期日、場所、内容及び日程

- (1) 期 日 令和5年3月3日（金）
- (2) 場 所 本校

(3) 学力検査及び面接等

学力検査は、受験者が履修した教育課程等に応じてB型、C型－ア、C型－イのいずれかとする。

○B型・・・国語、数学、作業・運動能力検査、面接

(※中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者)

○C型－ア・・・作業・運動能力検査、面接

(※中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者)

○C型－イ・・・自立活動の諸検査、行動観察、面接

(※特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者)

(4) 日 程

B型

時間	8:20	8:40	9:00	9:20	9:40	10:00	10:20	11:05	11:20	12:20
内 容	受 付	諸 受 験 連 絡 備	学 力 検 査 ・ 国 語	学 力 検 査 ・ 数 学	移 休 動 憩	更 衣	作 業 ・ 運 動 能 力 検 査	更 休 衣 憩	面 接	終 了

C型－ア

時間	8:20	8:40	9:00	9:40	10:00	10:20
内 容	受 更 付 衣	諸 受 験 連 絡 備	作 業 ・ 運 動 能 力 検 査	更 休 衣 憩	面 接	終 了

C型－イ

時間	8:20	8:40	9:00	9:30
内 容	受 付	諸 受 験 連 絡 備	自 立 活 動 の 諸 検 査	行 動 観 察 面 接 終 了

(5) 持参物 受験票、上ばき(運動靴)、運動着、鉛筆、消しゴム、マスク、健康状態チェックリスト 等

3 合格者発表

(1) 令和5年3月15日(水)正午以降、本校において発表する。

(2) 合格者に対し、合格通知書(実施要綱様式第10号)を交付する。その際、受験票の提示を求める。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(実施要綱様式第11号)を在学(出身)校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

4 その他必要な事項

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出願

1 募集範囲

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「1 募集範囲」に定めるところによる。

2 出願資格

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「2 出願資格」に定めるところ及び原則として次の（１）～（３）による。

- （１）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- （２）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- （３）他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、本校後期選抜に出願することはできない。

3 出願方法

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「3 出願方法」に定めるところによる。

4 併願の取扱い

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「4 併願の取扱い」に定めるところによる。

5 出願期間

令和５年３月１６日（木）から３月１７日（金）までとする。

受付時間は、午前９時から午後４時までとし、出願最終日は午前９時から正午までとする。

6 出願に必要な書類

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「6 出願に必要な書類」に定めるところによる。

ただし、入学願書は実施要綱様式第１－２号による。又、調査書は、入学願書に添付して提出する。

7 願書受付

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「7 願書受付」に定めるところによる。

ただし、受験票は実施要綱様式第８－２号とする。

8 出願先変更

出願者は令和５年３月２０日（月）に、１回に限り出願先を変更することができる。受付時間は、午前９時から午後５時までとする。

ただし、午後５時までに在学（出身）校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をするものとする。

- 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。
- (1) 出願先の変更を希望する者は、特別支援学校後期選拔出願先変更願（実施要綱様式第5－3号）、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学（出身）校長を通して変更先の特別支援学校校長又は県立高等学校長に提出する。

なお、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校校長又は県立高等学校長に提出する。

- (2) すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「9 出願の取消し」に定めるところによる。

2 調査書

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 2 調査書」に定めるところによる。

3 入学者選抜

1 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 選抜の期日、場所、内容及び日程

- (1) 期 日 令和5年3月23日（木）

- (2) 場 所 本校

- (3) 面接及び諸検査等

面接及び小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査

- (4) 日 程

時間	8:20	8:40	9:00	10:00
内 容	受 付	諸 受 験 連 絡 備	面 小 論 立 文 活 （ 動 作 文 ） の 接 諸 ※ 検 査 ※	終 了

※の中から必要に応じて
一つ行う。

- (5) 持参物 受験票、上ばき（運動靴）、運動着、鉛筆、消しゴム、マスク、健康状態チェックリスト 等

3 合格者発表

- (1) 令和5年3月24日（金）正午以降、本校において発表する。

- (2) 合格者に対し、合格通知書（実施要綱様式第10号）を交付する。その際、受験票の提示を求める。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

4 その他必要な事項

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。

福島県立だて支援学校

〒960-0634

福島県伊達市保原町大泉字大館78番

TEL 024(572)6676

FAX 024(575)0555